

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザシステムにインストールされている脆弱性検査ツールに対してネットワークを介して脆弱性検査情報を提供する脆弱性検査情報提供システムであって、
多種類ある脆弱性検査ツールの脆弱性検査情報項目の情報をすべて包含する脆弱性検査情報を格納したデータベースと、
前記ユーザシステムから所定の情報が送信されたとき、当該ユーザシステムに現在反映されていない脆弱性検査情報を、前記データベースから読出す手段と、
読出した脆弱性検査情報を、前記ユーザシステムの脆弱性検査ツールの種類に応じた形式に変換する手段と、
変換後の脆弱性検査情報を、新たに追加すべき脆弱性検査情報として前記ユーザシステムに送信する手段と
を備えたことを特徴とする脆弱性検査情報提供システム。

10

【請求項2】

ユーザシステムにインストールされている脆弱性検査ツールに対してネットワークを介して脆弱性検査情報を提供する脆弱性検査情報提供システムであって、
多種類ある脆弱性検査ツールの脆弱性検査情報項目の情報をすべて包含する脆弱性検査情報を、その登録日時とともに、格納したデータベースと、
前記ユーザシステムから、前回脆弱性情報を取得した日時を含む所定の情報が送信されたとき、前記データベースから、前回脆弱性情報を取得した日時以降に登録された脆弱性検査情報を読出す手段と、
読出した脆弱性検査情報を、前記ユーザシステムの脆弱性検査ツールの種類に応じた形式に変換する手段と、
変換後の脆弱性検査情報を、新たに追加すべき脆弱性検査情報として前記ユーザシステムに送信する手段と
を備えたことを特徴とする脆弱性検査情報提供システム。

20

【請求項3】

脆弱性検査ツールがインストールされているユーザシステムと、該脆弱性検査ツールに対して脆弱性検査情報を配布する脆弱性検査情報提供データベースとをネットワークに接続した脆弱性検査情報配布システムであって、
前記ユーザシステムは、
一定の時間間隔で、前記脆弱性検査情報提供データベースに対して、所定の情報を送信する手段と、
前記脆弱性検査情報提供データベースから脆弱性検査情報が送信されてきたとき、その脆弱性検査情報を、前記脆弱性検査ツールが保持する脆弱性検査情報に追加設定する手段とを備え、
前記脆弱性検査情報提供データベースは、
多種類ある脆弱性検査ツールの脆弱性検査情報項目の情報をすべて包含する脆弱性検査情報を格納したデータベースと、
前記ユーザシステムから前記所定の情報が送信されてきたとき、当該ユーザシステムに現在反映されていない脆弱性検査情報を、前記データベースから読出す手段と、
読出した脆弱性検査情報を、前記ユーザシステムの脆弱性検査ツールの種類に応じた形式に変換する手段と、
変換後の脆弱性検査情報を、新たに追加すべき脆弱性検査情報として前記ユーザシステムに送信する手段と
を備えたことを特徴とする脆弱性検査情報配布システム。

30

40

【請求項4】

ユーザシステムにインストールされている脆弱性検査ツールに対してネットワークを介して脆弱性検査情報を提供する脆弱性検査情報提供方法であって、
ユーザシステムから一定の時間間隔で、脆弱性検査情報提供データベースに対して所定の

50

情報を送信するステップと、

脆弱性検査情報提供データベースにて前記所定の情報を受信したとき、当該ユーザシステムに現在反映されていない脆弱性検査情報を、多種類ある脆弱性検査ツールの脆弱性検査情報項目の情報をすべて包含する脆弱性検査情報を格納したデータベースから、読出すステップと、

読出した脆弱性検査情報を、前記ユーザシステムの脆弱性検査ツールの種類に応じた形式に変換するステップと、

変換後の脆弱性検査情報を、新たに追加すべき脆弱性検査情報として前記ユーザシステムに送信するステップと、

脆弱性検査情報提供データベースから脆弱性検査情報が送信されてきたとき、その脆弱性検査情報を、前記脆弱性検査ツールが保持する脆弱性検査情報に追加設定するステップとを備えたことを特徴とする脆弱性検査情報提供方法。 10

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、情報通信ネットワーク及びシステムの脆弱性を検査するための情報提供システム及び情報提供方法に関する。

【0002】

【従来技術】

近年、経済、防衛等のあらゆる重要基盤分野は、高度に情報化され、情報通信ネットワーク及びシステムへの依存度が急速に高まっている。それに伴い、インターネット等の外部ネットワーク等から行われる情報通信ネットワーク及びシステムに対する不正アクセスの問題が顕在化してきている。 20

【0003】

そこで、このような問題に対し、情報通信ネットワーク及びシステムのセキュリティ水準を維持・向上するため、情報通信ネットワーク及びシステムのセキュリティホールや設定等の脆弱性有無を検査するいわゆる脆弱性検査が従来から実施されている。

【0004】

脆弱性検査を定期的を実施することで、情報通信ネットワーク及びシステムのセキュリティ上の問題点を検証・評価でき、セキュリティ水準を維持・向上することが可能となるが、脆弱性検査の性質上、実施する脆弱性検査項目及びその内容を常に最新にすることが理想となる。 30

【0005】

脆弱性検査を実施するための公知の技術として、脆弱性検査ツールが存在する。脆弱性検査ツールは、情報通信ネットワーク及びシステムに対する脆弱性検査を簡易に実施できるツールである。

【0006】

また、脆弱性検査で利用する最新の脆弱性情報を提供する手法として、例えば、下記の特許文献1に記載のものが知られている。この文献に記載の技術は、情報通信ネットワーク及びシステムのセキュリティ水準を維持・向上するための脆弱性に関する情報（改善策含む）を提供する手法に関するものである。 40

【0007】

【特許文献1】特開2002-123494

【0008】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、公知の技術である脆弱性検査ツールは、脆弱性検査項目及びその内容を最新化するために、脆弱性検査ツールの製造者又は製造会社等から定期的に提供されるパターンファイル（最新の脆弱性情報に基づき追加する脆弱性検査項目の情報）をインストールする必要があり、その提供間隔は1ヶ月程度が通常であるため、常に最新の脆弱性情報に基づいた状態で検査することができず、対処・対策が遅れるという問題がある。 50

【0009】

この問題を解消するため、ユーザが自ら脆弱性検査項目を新たに追加できる機能を有する脆弱性検査ツールも存在するが、そのようなツールでは、ユーザ自らが、最新の脆弱性情報を入手・整理し、その情報を脆弱性検査ツールの脆弱性検査項目として設定する必要がある。そのため、ユーザ自身がセキュリティに関する高度な知識・ノウハウを有する必要があり、ユーザの作業負担も増大するという問題がある。

【0010】

また、特許文献1に記載の技術は、脆弱性に関する情報（改善策含む）を提供するのみであり、脆弱性検査を実施するためには、提供される脆弱性情報に基づいて、ユーザ自身がその脆弱性検査のための項目・内容を抽出・規定する必要がある。そのため、ユーザ自身がセキュリティに関する高度な知識・ノウハウを有する必要があり、ユーザの作業負担も増大するという問題がある。

10

【0011】

本発明の目的は、情報通信ネットワーク及びシステムに対する脆弱性検査を、常に最新の脆弱性情報に基づいた脆弱性検査項目により、簡易に実施できるようにすることにある。これにより、脆弱性検査結果に基づいた速やかな対処・対策が可能となる。

【0012】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するため、請求項1に係る発明は、ユーザシステムにインストールされている脆弱性検査ツールに対してネットワークを介して脆弱性検査情報を提供する脆弱性検査情報提供システムであって、多種類ある脆弱性検査ツールの脆弱性検査情報項目の情報をすべて包含する脆弱性検査情報を格納したデータベースと、前記ユーザシステムから所定の情報が送信されたとき、当該ユーザシステムに現在反映されていない脆弱性検査情報を、前記データベースから読出す手段と、読出した脆弱性検査情報を、前記ユーザシステムの脆弱性検査ツールの種類に応じた形式に変換する手段と、変換後の脆弱性検査情報を、新たに追加すべき脆弱性検査情報として前記ユーザシステムに送信する手段とを備えたことを特徴とする。

20

【0013】

請求項2に係る発明は、ユーザシステムにインストールされている脆弱性検査ツールに対してネットワークを介して脆弱性検査情報を提供する脆弱性検査情報提供システムであって、多種類ある脆弱性検査ツールの脆弱性検査情報項目の情報をすべて包含する脆弱性検査情報を、その登録日時とともに、格納したデータベースと、前記ユーザシステムから、前回脆弱性情報を取得した日時を含む所定の情報が送信されたとき、前記データベースから、前回脆弱性情報を取得した日時以降に登録された脆弱性検査情報を読出す手段と、読出した脆弱性検査情報を、前記ユーザシステムの脆弱性検査ツールの種類に応じた形式に変換する手段と、変換後の脆弱性検査情報を、新たに追加すべき脆弱性検査情報として前記ユーザシステムに送信する手段とを備えたことを特徴とする。

30

【0014】

請求項3に係る発明は、脆弱性検査ツールがインストールされているユーザシステムと、該脆弱性検査ツールに対して脆弱性検査情報を配布する脆弱性検査情報提供データベースとをネットワークに接続した脆弱性検査情報配布システムであって、前記ユーザシステムは、一定の時間間隔で、前記脆弱性検査情報提供データベースに対して、所定の情報を送信する手段と、前記脆弱性検査情報提供データベースから脆弱性検査情報が送信されてきたとき、その脆弱性検査情報を、前記脆弱性検査ツールが保持する脆弱性検査情報に追加設定する手段とを備え、前記脆弱性検査情報提供データベースは、多種類ある脆弱性検査ツールの脆弱性検査情報項目の情報をすべて包含する脆弱性検査情報を格納したデータベースと、前記ユーザシステムから前記所定の情報が送信されてきたとき、当該ユーザシステムに現在反映されていない脆弱性検査情報を、前記データベースから読出す手段と、読出した脆弱性検査情報を、前記ユーザシステムの脆弱性検査ツールの種類に応じた形式に変換する手段と、変換後の脆弱性検査情報を、新たに追加すべき脆弱性検査情報として前

40

50

記ユーザシステムに送信する手段とを備えたことを特徴とする。

【0015】

請求項4に係る発明は、ユーザシステムにインストールされている脆弱性検査ツールに対してネットワークを介して脆弱性検査情報を提供する脆弱性検査情報提供方法であって、ユーザシステムから一定の時間間隔で、脆弱性検査情報提供データベースに対して所定の情報を送信するステップと、脆弱性検査情報提供データベースにて前記所定の情報を受信したとき、当該ユーザシステムに現在反映されていない脆弱性検査情報を、多種類ある脆弱性検査ツールの脆弱性検査情報項目の情報をすべて包含する脆弱性検査情報を格納したデータベースから、読出すステップと、読出した脆弱性検査情報を、前記ユーザシステムの脆弱性検査ツールの種類に応じた形式に変換するステップと、変換後の脆弱性検査情報を、新たに追加すべき脆弱性検査情報として前記ユーザシステムに送信するステップと、脆弱性検査情報提供データベースから脆弱性検査情報が送信されてきたとき、その脆弱性検査情報を、前記脆弱性検査ツールが保持する脆弱性検査情報に追加設定するステップとを備えたことを特徴とする。

10

【0016】

【発明の実施の形態】

以下、本発明を実施する場合の一形態を、図面を参照して具体的に説明する。

【0017】

図1は、本発明の実施の一形態である脆弱性検査情報提供システムの構成を示すブロック図である。

20

【0018】

同図において、8Aから8Zは、それぞれ、脆弱性検査情報提供システムを利用する各ユーザが運用・管理する情報通信ネットワーク及びシステムであり、インターネット4に接続されている。情報通信ネットワーク及びシステム(8Aから8Z)は、インターネット4に接続されたルータ(5Aから5Z)と、ルータ(5Aから5Z)に接続されたファイアウォール(6Aから6Z)と、ファイアウォール(6Aから6Z)に接続された端末(7Aから7Z)を含む。端末(7Aから7Z)は、ユーザが自ら脆弱性検査項目を新たに追加できる機能及びインターフェースを有する脆弱性検査ツール(AからZ)と、情報取得条件作成プログラム(70Aから70Z)と、脆弱性検査項目追加プログラム(71Aから71Z)を含む。脆弱性検査ツール(AからZ)は、それぞれ種類が異なるもの(例えば、別々のベンダから提供されているツール)でよい。

30

【0019】

脆弱性検査情報提供システムは、インターネット4に接続されたルータ3と、ルータ3に接続されたファイアウォール2と、ファイアウォール2に接続された脆弱性検査情報提供データベース1を含む。脆弱性検査情報提供システムは、ユーザが運用・管理する情報通信ネットワーク及びシステム(8Aから8Z)の脆弱性検査ツール(AからZ)が導入された端末(7Aから7Z)に対して脆弱性検査に係る情報を提供する。脆弱性検査情報提供データベース1は、最新の脆弱性情報(対処・対策情報含む)を蓄積・管理するデータベース(DB)12と、脆弱性情報読出しプログラム10と、データ変換プログラム11を含む。また、脆弱性検査情報提供データベース1は、脆弱性検査情報提供システムを利用するユーザを管理するため、ユーザ情報管理プログラム13とユーザ情報管理テーブル14を含む。

40

【0020】

本実施の形態において、脆弱性検査情報提供データベース1のDB12には、常に最新の脆弱性情報が予め格納される。この脆弱性情報は、インターネット上で公開されている脆弱性情報DBサイト90や、脆弱性検査ツールの製造者、又は製造会社91より入手する最新の情報に基づいて作成されたものであり、DB12に蓄積される。

【0021】

図2に、DB12に格納される情報形式の例を示す。DB12の脆弱性情報は、多種類の脆弱性検査ツール(AからZ)の脆弱性検査項目として形式変換可能な情報形式で格納さ

50

れる。すなわち、DB 12に格納される情報形式12Fには、各種の脆弱性検査ツール（AからZ）に脆弱性検査項目を追加設定するために必要な情報形式（AFからZF）がすべて含まれている。そして、DB 12に格納されている情報形式12Fから、各種の脆弱性検査ツール（AからZ）の脆弱性検査項目を追加設定するために必要な情報形式（AFからZF）へ、形式変換することができるようになっている。

【0022】

脆弱性情報読出しプログラム10及びデータ変換プログラム11は、DB 12に格納される情報形式12Fから、各脆弱性検査ツールに脆弱性検査項目として追加設定するために必要な情報形式（AFからZF）に形式変換するため、DB 12から脆弱性情報を讀出し、適切な形式へデータ変換するプログラムである。これらのプログラムは、脆弱性検査ツールの種類毎に作成するものとする。

10

【0023】

以下、脆弱性検査情報提供システムを利用するユーザの登録・管理方法と、利用ユーザに対する課金方法を説明する。

【0024】

まず最初に、脆弱性検査情報提供システムを利用するユーザは、脆弱性検査情報提供システムの管理者に対して、事前に利用申請書（ユーザ名等のユーザ情報）を提出し、利用年会費を入金する。脆弱性検査情報提供システムの管理者は、利用申請書及び利用年会費の入金を確認し、利用申請書の内容と金額が妥当であった場合、脆弱性検査情報提供データベース1のユーザ情報管理プログラム13に対して利用申請書に記載されたユーザ情報を入力する。ユーザ情報管理プログラム13は、入力されたユーザ情報にユーザIDを付与して、ユーザ登録情報（ユーザ情報とユーザIDと登録年月日）をユーザ情報管理テーブル14に登録する。

20

【0025】

続いて、脆弱性検査情報提供システムの管理者は、脆弱性検査情報提供システムの利用申請ユーザに対して、ユーザ情報管理テーブル14に登録されたユーザIDと端末側にインストールする情報取得条件作成プログラム（70Aから70Z）と脆弱性検査項目追加プログラム（71Aから71Z）を提供する。そして、脆弱性検査情報提供システムの利用申請ユーザは、提供されたユーザIDとユーザが所有する脆弱性検査ツールの名称を入力して、情報取得条件作成プログラム（70Aから70Z）と脆弱性検査項目追加プログラム（71Aから71Z）をインストールする。

30

【0026】

以上により、利用申請したユーザは、登録年月日より例えば1年間、脆弱性検査情報提供システムを利用することが可能となる。なお、脆弱性検査情報提供データベース1のユーザ情報管理プログラム13は、ユーザ情報管理テーブル14に登録されたユーザ登録情報の登録年月日を日々自動でチェックし、登録年月日より1年間経過した場合、該当するユーザ登録情報を削除する。これにより、ユーザの脆弱性検査情報提供システムの利用を1年間に制限することが可能となる。

【0027】

なお、1年を超え継続して脆弱性検査情報提供システムを利用したいユーザは、ユーザ情報管理テーブル14のユーザ登録情報が削除される前に、脆弱性検査情報提供システムの管理者に対して利用申請書（利用者が所有するユーザIDを含むユーザ情報）を提出し、利用年会費を入金するものとする。脆弱性検査情報提供システムの管理者は、脆弱性検査情報提供データベース1のユーザ情報管理プログラム13に対して、利用申請書に記載されたユーザIDを入力し、ユーザ情報管理テーブル14の中の該当するユーザ登録情報の登録年月日を1年後の日付に更新する。これにより、更に1年間の該当ユーザによる脆弱性検査情報提供システム利用が可能となる。

40

【0028】

次に、図1及び図2と、図3に示されたフローチャートを参照して、ユーザが運用・管理する情報通信ネットワーク及びシステム（8Aから8Z）の端末（7Aから7Z）の脆弱

50

性検査ツール（AからZ）に対し、自動的に最新の脆弱性情報に基づいた脆弱性検査項目を追加設定する方法について、情報通信ネットワーク及びシステム8Aを例にして説明する。

【0029】

まず最初に、ユーザが運用・管理する情報通信ネットワーク及びシステム8Aの脆弱性検査ツールAが導入された端末7A上で動作する情報取得条件作成プログラム70Aにより、一定の時間間隔で自動的に、脆弱性検査情報提供データベース1に対し読出し条件情報（端末7Aに導入された脆弱性検査ツールAの名称と、前回脆弱性検査情報提供データベース1のDB12から脆弱性情報を取得した日時と、ユーザIDとを含む）を送信する（ステップS1）。

10

【0030】

その読出し条件情報を受信した脆弱性検査情報提供データベース1では、脆弱性情報読出しプログラム10により、当該読出し条件情報（ユーザID）をキーにして、ユーザ情報管理テーブル14からユーザ登録情報を読み出し、当該ユーザが脆弱性検査情報提供システムを利用可能かどうかを確認する（ステップS2）。

【0031】

更に、脆弱性情報読出しプログラム10により、当該読出し条件情報（端末7Aに導入された脆弱性検査ツールAの名称と、前回DB12から脆弱性情報を取得した日時）をキーにして、端末7Aの脆弱性検査ツールAの脆弱性検査項目に現在反映されていない脆弱性情報をDB12から読出す（ステップS3）。具体的に言うと、DB12の脆弱性情報の中から、脆弱性検査ツールAに脆弱性検査項目を追加設定するために必要な情報AF（検査項目名、脅威情報（種別、対象製品、脅威内容、侵入コード、侵入コード実行による応答判別、情報公開日時、情報源）、対策情報、登録日時）を、前回DB12から脆弱性情報を取得した日時より後に登録された脆弱性情報を対象にして抽出し、その全情報の読出しを行う。ここでは脆弱性検査ツールAの名称をキーとしてDB12から脆弱性情報を読み出しているが、これは脆弱性検査ツールの名称からその種類を特定し、その種類に応じた脆弱性情報を読み出しているものである。したがって、脆弱性検査ツールの名称の代わりに、その種類が特定できる他の情報を用いてもよい。

20

【0032】

ステップS3に続いて、脆弱性検査情報提供データベース1上で動作するデータ変換プログラム11により、読出した脆弱性情報を、端末7Aの脆弱性検査ツールAに脆弱性検査項目として追加設定するのに適切な形式（脆弱性検査ツールの種類により異なる）へデータ変換し、その形式変換したデータを端末7Aへ返信する（ステップS4）。例えば、前述した脆弱性検査ツールAに脆弱性検査項目を追加設定するためにDB12より読出した情報に対し、脅威情報の侵入コードと侵入コード実行による応答判別とを侵入コードとして結合し、また、対策情報の対策1から対策Nとして整理された各項目の情報を1つのプレーンテキストの情報へ結合する、というようにデータの形式変換を行い、その形式変換したデータを端末7Aへ返信する。

30

【0033】

ステップS4に続いて、脆弱性検査ツールAが導入された端末7A上で動作する脆弱性検査項目追加プログラム71Aにより、脆弱性検査情報提供データベース1から返信されたデータを脆弱性検査ツールAが有する脆弱性検査項目を新たに追加できる機能のインターフェースに渡すことで、脆弱性検査項目を追加する（ステップS5）。

40

【0034】

なお、ステップS1からステップS5までの処理は全て自動的に実施される。

【0035】

上記実施の形態では、端末側から一定の時間間隔でデータベース側に読出し条件を送ることにより、自動的に最新の脆弱性検査情報入手するようにしたが、逆にデータベース側から端末側に対してアクションを起こすことにより、最新の脆弱性検査情報を端末側に配布するようにしてもよい。また、一定時間間隔で処理を行うのではなく、端末側からのユー

50

ザの指示あるいはデータベース側からの管理者の指示を契機として、上記の処理を行うようにしてもよい。

【0036】

さらに、上記実施の形態では、DB12の脆弱性検査情報には登録日時を付け、端末側から送る読出し条件情報には前回DB12から脆弱性検査情報を取得した日時を含め、これらの日時を比較して、現在脆弱性検査ツールに反映されていない脆弱性検査情報をDB12から抽出したが、日時で比較する方式には限らない。日時の代わりに、DB12内のどの脆弱性検査情報まで反映されているかが分かる情報を用いればよい。例えば、DB12に登録された順に脆弱性検査情報に番号を付け、どの番号まで脆弱性検査ツールに反映されているかを管理する方式でもよい。

10

【0037】

【発明の効果】

以上説明したように、本発明によれば、日々追加・更新される最新の脆弱性情報を自動的にユーザの脆弱性検査ツールの種類に応じた形式で取得し、脆弱性検査項目として脆弱性検査ツールに設定することができる。これにより、情報通信ネットワーク及びシステムに対する脆弱性検査を常に最新の脆弱性情報に基づいた脆弱性検査項目により実施可能となり、その検査結果に基づいた速やかなセキュリティ対処・対策が可能となる。また、最新の脆弱性情報に基づいた脆弱性検査項目が自動的に脆弱性検査ツールに設定されるため、ユーザ自らが、最新の脆弱性情報を入手・整理し、その情報を脆弱性検査ツールの脆弱性検査項目に設定するというユーザの作業負担も軽減でき、ユーザ自身がセキュリティに関する高度な知識・ノウハウを有していなくても、簡易に脆弱性検査が実施できる。更に、最新の脆弱性情報に基づいた脆弱性検査をユーザが所有する脆弱性検査ツールの種類に依存することなく実施できる。

20

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の実施の一形態の脆弱性検査情報提供システムの構成を示すブロック図である。

【図2】脆弱性情報を蓄積・管理するデータベース(DB)に格納される脆弱性情報の形式の例である。

【図3】本発明の実施の一形態の脆弱性検査情報提供方法を示すフローチャートである。

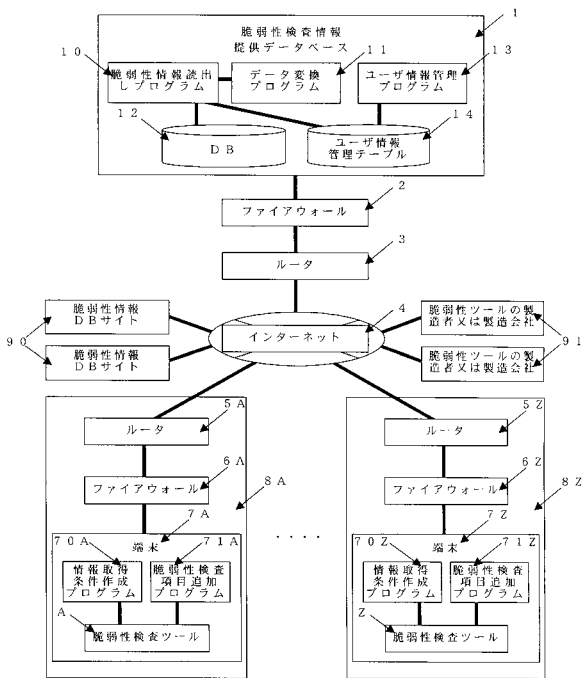
【符号の説明】

30

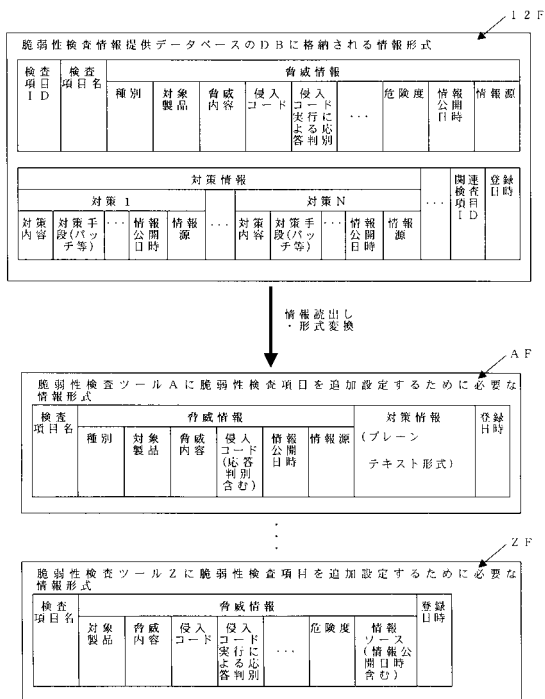
- 1 脆弱性検査情報提供データベース
- 2、6A、6Z ファイアウォール
- 3、5A、5Z ルータ
- 4 インターネット
- 7A、7Z 端末
- 8A、8Z 情報通信ネットワーク及びシステム
- 10 脆弱性情報読出しプログラム
- 11 データ変換プログラム
- 12 脆弱性情報を蓄積・管理するデータベース(DB)
- 12F 脆弱性検査情報提供データベースのDBに格納される情報形式
- 13 ユーザ情報管理プログラム
- 14 ユーザ情報管理テーブル
- 70A、70Z 情報取得条件作成プログラム
- 71A、71Z 脆弱性検査項目追加プログラム
- 90 脆弱性情報DBサイト
- 91 脆弱性検査ツールの製造者、又は製造会社
- A、Z 脆弱性検査ツール
- AF 脆弱性検査ツールAに脆弱性検査項目を追加設定するために必要な情報形式
- ZF 脆弱性検査ツールZに脆弱性検査項目を追加設定するために必要な情報形式

40

【図1】



【図2】



【図3】

